基調講演

「ラオスの司法改革と日本の支援」 <u>ダヴォン・ワーンヴィチット</u> ラオス最高人民裁判所副長官

【司会(三澤)】 それでは、時間が参りましたので午後の部を開始いたします。

午後はまず、ラオス最高人民裁判所ダヴォン・ワーンヴィチット副長官より基調講演をいただきます。ダヴォン副長官は、現在ラオス法整備支援プロジェクトの一環である判例集改善等のために来日中です。ダヴォン副長官のほかに数名のラオスの法律家の方々が現在来日中でいらっしゃいまして、本日後方のブースにてダヴォン副長官の講演をお聞きになっていらっしゃいます。

ダヴォン副長官の講演の演題は「ラオスの司法 改革と日本の支援」でございます。本日, ラオ語 と日本語の通訳を名古屋大学の瀬戸裕之氏にお願 いしてございます。それでは, ダヴォン副長官, よろしくお願いいたします。

【ダヴォン】 会場の敬愛する皆様, そして日

本の皆様こんにちは。私 はこの度セミナーに参 加し、日本の皆様と意見 を交換する機会を得ら れたことについて、ラオ ス人民民主共和国から の研修員を代表して、心



から感謝の意を表したいと思います。

この度のセミナーは重要なテーマのもとに行われております。我々はこのセミナーをグローバル化の時代にラオスの法制度を発展させるための貴重な教訓を得る場であると感じております。さらに、この度のセミナーの主催者、とりわけ日本の法務省法務総合研究所に対し、我々に、日本の皆様から直接よい経験及び実践を学ぶための機会を与えてくださったことについて、感謝の意を表したいと思います。

我々は日本で得た経験及び実践をラオスに持ち帰り、法務に関する本、例えば検察官マニュアル、民法や商法の教科書、判例集などの今回のセミナーで得た知識を基に作られた本の作成を実現させるために、それらの知識を応用していきたいと考えております。

私の時間は限られております。そのため、大きく二つの部分についてお話ししたいと思います。 すなわちラオスにおける法整備と日本からの支援 であります。初めに、ラオスにおける法整備について御説明します。まず、ラオスにおいて憲法及 び法律が制定される以前のことについて御説明申 し上げます。1986年にラオスは改革路線を開始しました。すなわち外国との関係を開放し、計 画経済を市場経済へと転換して、法律によって国 家及び社会を管理するという路線を実行しました。

その実行の手段として法律及びその他の法令は最も必要なものであると言えます。1989年の終わりごろに、刑法、刑事訴訟法、人民裁判所法、検察庁法などの法律が第2期最高人民議会によって採択され、国家主席令によって公布されました。憲法については1991年8月15日に公布されました。これらは、国の経済、社会を管理するために憲法及び法律が制定され、真に市民の権利が保障されるようになった歴史上重要な出来事であります。

次に、憲法及び法律が制定された後について御説明します。憲法の制定以降の司法機関、すなわち人民裁判所と人民検察庁に関して御説明しますと、それらの二つの機関が分離独立した機関となりました。かつては、最高人民裁判所と人民検察庁は司法省の中に置かれており、司法大臣が一人でこれらの職務を担当しておりました。この時期における裁判所制度について御説明しますと、最高人民裁判所、地方人民裁判所、これには県レベルの人民裁判所と郡レベルの人民裁判所が含まれます、並びに軍事裁判所によって構成されておりました。

そこで重要なことは、それぞれの法廷が裁判官 1名と人民参審員2名によって構成されていたこ とであります。このような人民参審員制度は19 91年12月まで行われておりました。しかし、 その後廃止されました。というのも、人民参審員 に不備があったからであります。例えば、各人民 が自らの機関や工場での自らの仕事があるために、 定期的に裁判所で人民参審員としての職務に就く ことができず、事件を検討する時間があまりない 上、法律面の知識が限られていたために、事件の 審理において困難を引き起こしていたからであり ます。

次に、その時期において裁判所及び検察庁で働いていた人材について御説明したいと思います。 彼らの多くは1985年に設立された、ラオスで唯一の法曹養成機関である中級法律学校を卒業した法律家であり、まだ若く、経験も豊富ではありませんでした。そのため初期における任務の実行において多くの失敗を避けることはできませんでした。ともあれ全国の人民裁判所は継続的に判決を行うことができ、多くの事件において紛争当事者に対し正義を実現してまいりました。また、ある一定のレベルにおいて法律に違反する行為を制限してまいりました。

立法についてですが、行政、経済、文化、社会 及び天然資源の分野に関して管理するための明確 な法律が制定されてきました。例えば政府法、事 業法、教育法、土地法、農業法、森林法などであ りまして、それらすべてを合わせてこれまでに約 50の法律が制定されてきております。

ラオスの経済社会状況が発展してきていること に伴い,また,ラオスと国際社会との結びつきが ますます強くなってきていることに合わせまして、 2003年の5月に憲法を改正し、そのほかに幾 つかの新しい法律を公布しました。

次に、憲法を改正して以降の法律の公布状況について御説明します。人民裁判所に関する憲法改正の内容に基づきまして、人民裁判所制度に控訴裁判所が新たに加えられました。また、必要な場合に応じて国会常務委員会の決定に基づき部門別の特別裁判所を設置できることになりました。

また、改正された憲法の第80条におきましては、最高人民裁判所は国家の最高裁判機関であると定めております。最高人民裁判所は、すべての級の裁判所及び軍事裁判所の司法行政を行い、すべての裁判所の判決を検査できることになりました。これまでにおいては、地方人民裁判所は司法省の直接の管轄下に置かれていたからであります。

2003年10月21日に,第5期国会におきまして人民裁判所法及び検察院法を改正いたしました。この改正された人民裁判所法の新しい内容は,最高人民裁判所,控訴裁判所,県(及び中央直轄市)人民裁判所に刑事部,民事部に加えて,新たに商事部,家庭部及び児童部を設けることになったことです。最高人民裁判所は,訴訟当事者から破棄を求められている,又は人民検察官から異議が出されている控訴裁判所,県・中央直轄市人民裁判所が控訴審として既に審理し,判決を出した事件につきまして,上告審,あるいは破棄審として審理を行います。

かつては最高人民裁判所が第一審となったり, あるいは破棄審,監督審として事件の審理を行っ てきました。そのために,これまで裁判事件を長 引かせ,裁判所の判決の執行を差し止めていた原 因になっていたからであります。

その他に検察庁の組織の問題,あるいは司法省の活動の問題につきましては,もしお時間がありましたら,皆様からの御質問に答えさせていただきたいと思います。

今日,我々は人民裁判所の制度が徐々に完全なものになるように改善及び設立を行っている最中であります。特に,控訴裁判所につきましては,法律によればラオスの北部,中部及び南部に設置される予定でありますが,まずは首都ビエンチャンに中部控訴裁判所を試験的に設置する予定であります。そして,そこにおいて教訓を蓄積してから,北部と南部にそれを拡大して設置する予定であります。

私の予想するところでは、2004年の3月の中旬、あるいは4月の初めに第5回通常国会が開かれます。そこにおいて新しい法律を採択し、また、幾つかの法律を改正する予定であります。例えば、裁判所判決執行法、あるいは刑事訴訟法、民事訴訟法を改正する予定であります。

次に、私は第2部として、日本からの支援について述べたいと思います。とりわけ司法及び法律

 $oldsymbol{\cdot}$

分野における日本の支援について御説明したいと思っております。1998年より日本の専門家がラオスを訪問し、ラオスの法律分野の職員に対しまして法律に関するセミナー、あるいは研修といったものを行ってまいりました。1999年以降、多くの学生が修士レベルの法学教育を受けるために、名古屋大学に留学しております。

2000年12月28日に、日本の作業グループ及び専門家が話し合いを行い、相互に意見を交換した後にラオス側の関係機関、すなわち司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力しまして、司法及び法律分野におけるプロジェクトの覚書に調印をしました。そして、2003年8月8日に司法及び法律の発展のためのプロジェクトにおける技術協力に関する覚書に署名をいたしました。これらの協力は、我々裁判所にとって重要な出来事であります。

ラオスが、他の国、又は他の国際機関よりも、 日本から法律面の支援及び協力を求めたかった理 由は以下のとおりであります。まずは、ラオスの 人民と日本の人民の文化及び習慣がとてもよく似 ているからであります。二つ目の理由は、日本の 法律が非常に整って十分なものであるからであり ます。そのため、ラオスにおいてこれを応用する ことができると考えました。さらに、日本におけ る人的資源が他の国よりも進んでいると見ており ます。三つ目の理由としましては、日本の科学技 術が非常に高度に発展しているからであります。

過去3年間におきまして、ラオスと日本が合意して次のことについて協力を行ってまいりました。一つ目に、司法及び法律業務というテーマによりまして裁判所職員及び法律関係機関の職員に対してセミナーを開催してまいりました。二つ目に、ラオスの裁判所職員及びラオスの他の法律関係機関の職員に対しまして、日本において研修を行ってまいりました。三つ目に、法律の起草及び法律の管理においての技術面における支援を行ってまいりました。四つ目に、法律の起草において資料、情報及び機材を与え、法制度の発展、特に裁判所の改善のために支援してまいりました。

以上、述べましたように、今日までにおいてJICAはラオスの職員に対する法律に関する研修を日本とラオスの両方で行ってきておりまして、さまざまなラオス側の機関から研修に参加した職員は全部で約600人以上にも及んでおります。この研修の特徴といたしましては、法律の問題を明確に理解させるために、まず研修を5週間行い、それぞれの科目について学習させた後に、JICAは試験を実施しております。それは、そのトレーニングの質を高めるためであります。

次に、将来この協力のプロジェクトが効果的に 実行されるために、特に最高人民裁判所について 日本及びラオスは次の活動を行う予定であります。 一つ目に、最高人民裁判所の中に作業チームを設 け、詳細な作業計画を作成することであります。 二つ目に、選抜した判決の内容をチェックすることであります。三つ目に、判例集の内容を執筆することであります。四つ目に、判例集を印刷し、 各機関に配布することであります。五つ目に、判例集の執筆及び作業の進みぐあいを検査することに、 数判所職員及び法律問題に関する教訓を継続して提供することであります。七つ目に民法及び商法に関する表別を表に対して、法律問題に関する表別を継続して提供することであります。七つ目に法律家のためのセミナーを、少なくとも1年に1度行うことであります。九つ目に、ラオスの裁判所の職員及び法律家に対して、日本での研修を引き続き行うことであります。

私が日本に来る直前の2003年12月23日に、過去におけるこれまでの活動の評価及び将来に行うべきプロジェクトの活動計画に関する会議を最高裁判所、人民検察院、司法省の三つの機関による共催で行いました。これによって、これまでのプロジェクトそして将来のプロジェクトの実行における相互の理解が形成され、また、日本側とラオス側は相互が誠実であるといったことが明らかになりました。

最後に、参加してくださった皆様のますますの 御発展と御多幸を心よりお祈り申し上げたいと思 います。日本とラオスの間における法律面の協力 が今後とも持続し、更に一層発展することを心よ り願っております。ありがとうございました。

【司会(三澤)】 ダヴォン副長官,どうもありがとうございました。時間の関係もございますので,会場から一つだけ質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手願います。

【質問者】 国際協力部教官の山下です。憲法 改正の経緯を説明していただいてありがとうござ います。裁判所制度の改革で控訴裁判所はいいの ですが、説明によると、国会常務委員会の承認を 得て特別部門の裁判所を設けることができると改 正したということです。一方で、先ほどの説明で は、民事、刑事部のほかに商事部と家庭部でした か、新たに設けたとあります。その特別部門の裁 判所というのは商事部のことを言うのでしょうか、 それとも、それとはまた別個のことを言うのでしょうか。以上です。

【ダヴォン】 御質問ありがとうございます。まず最初に、特別裁判所についてでありますが、特別裁判所は憲法の改正によりまして国会常務委員会の提案により、必要がある場合におきまして設立することができるようになりました。この特別裁判所というのは、現在ある人民裁判所の制度の中に設けられるものではありません。そして、先ほど私が申し上げました商事部、あるいは家庭部、児童部といったものは、現在ある裁判所の中に設けられるものであります。

まとめますと、そのために特別裁判所というも

のは現在ある人民裁判所の制度の外に置かれるものであります。例えば私の知っている限りでは、フランスにおきましては行政裁判所,あるいは商事裁判所が通常の裁判所の外に置かれているものと認識しております。以上です。

【質問者】 ありがとうございました。

【司会(三澤)】 ダヴォン副長官, どうもありがとうございました。また, 通訳の瀬戸さんもどうもありがとうございました。

それでは、これにてダヴォン副長官の講演を終 了いたします。(拍手)